



発行
東京都

目次

告示

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………

……………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）…

○種畜証明書の交付……………

……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…

公告

○国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項

の原案……………

……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…

○市街地再開発組合の理事長の就任……………

……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出

……………（環境局総務部環境政策課）…

告示

●東京都告示第千四百三三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二

十七条第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組

合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法

施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項

の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月九日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に茨城県笠間市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

平成三十年八月二十七日

●東京都告示第千四百四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条

第一項本文の規定に基づき種畜証明書を次のとおり交付し

た旨農林水産大臣から通報があったので、同法第八条第二

項の規定により告示する。

平成三十年十月九日

東京都知事 小池 百合子

証明書番号	等級	種類	品種	名号	生年月日	検査年月日	飼養者住所・氏名
三二六一三〇二〇〇〇一	二級	豚	合成豚	トウキョウX オウメ 八〇九三二一	平成二十五年八月二日	平成三十年五月十五日	青梅市新町六丁目七番地一 公益財団法人東京都農林水 産振興財団
三二六二三〇二〇〇〇二	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一〇九二二八	平成二十五年六月二十一日	同日	同右
三二六二三〇二〇〇〇三	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一六〇九五二七	平成二十六年二月九日	同日	同右
三二六二三〇二〇〇〇四	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 三〇九五九五	平成二十六年三月十三日	同日	同右
三二六二三〇二〇〇〇五	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 九〇九四七五	平成二十六年一月二十一日	同日	同右
三二六二三〇二〇〇〇六	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一二〇九三三三	平成二十五年十月五日	同日	同右
三二六二三〇二〇〇〇七	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一一〇九三八九	平成二十五年十月二十三日	同日	同右
三二六二三〇二〇〇〇八	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 三〇九四一八	平成二十五年十一月二十二日	同日	同右
三二六二三〇二〇〇〇九	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 八〇九七一	平成二十六年六月十二日	同日	同右
三二七二三〇二〇〇〇一	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 三〇九五四七	平成二十六年二月二十一日	同日	同右
三二七二三〇二〇〇〇二	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一〇九七一六	平成二十六年六月十四日	同日	同右
三二七二三〇二〇〇〇三	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一一〇九八三二	平成二十六年八月十日	同日	同右
三二八二三〇二〇〇〇一	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一二一〇五八〇	平成二十七年十二月九日	同日	同右
三二八二三〇二〇〇〇二	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 五一〇七五八	平成二十八年三月二日	同日	同右
三二八二三〇二〇〇〇三	同右	同右	同右	トウキョウX オウメ 一〇一〇七九四	平成二十八年三月六日	同日	同右

公 告

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の原案について

東京圏国家戦略特別区域協議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第六項においてその例によることとされた都市計画法第十六条第二項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧について、次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成三十年十月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計 画建築物等整備 事業に係る都市 計画に定めるベ

き事項の種類

二 当該事項を定め る土地の区域

変更する区域
港区港南一丁目、港南二丁目、芝 浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁 目及び三田三丁目各案内

三 区域

四 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十 二階北側）及び港区役所

五 縦覧期間

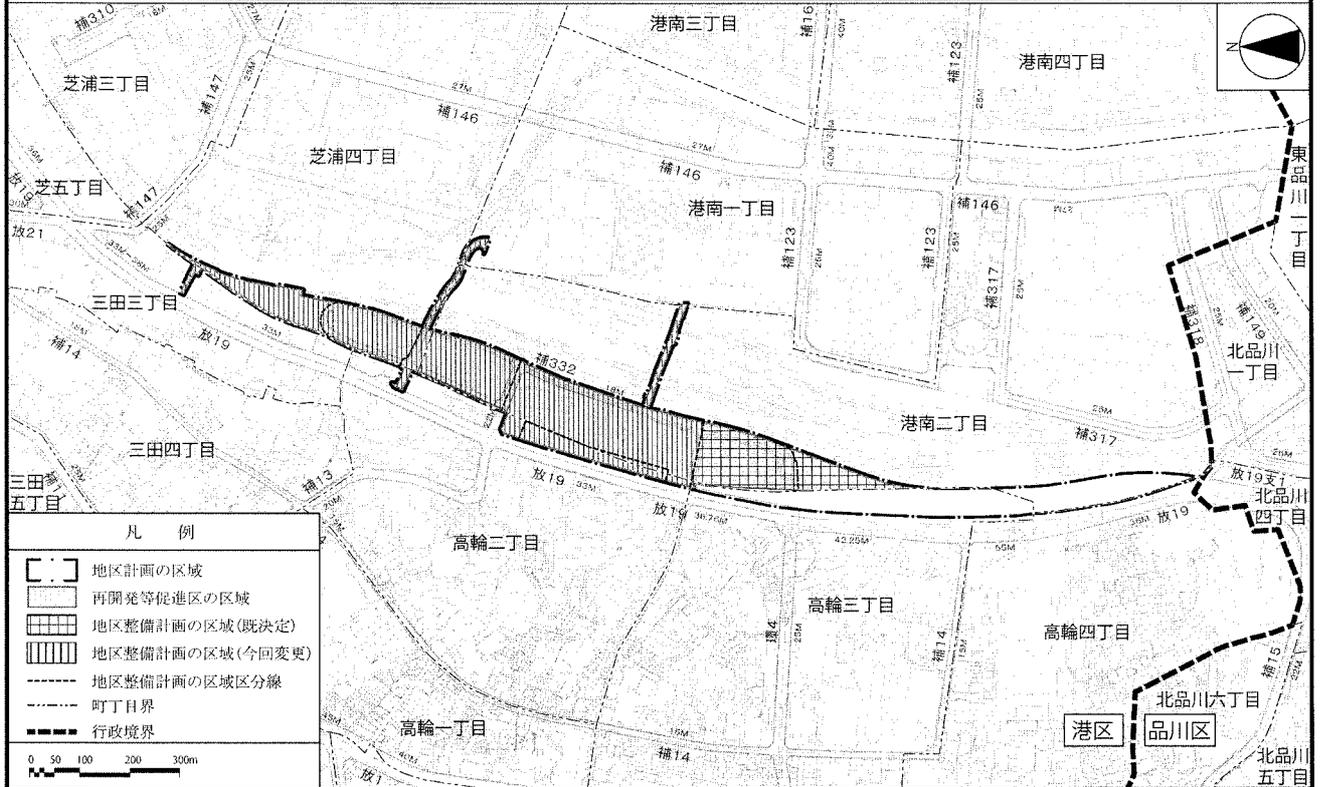
別図のとおり
公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
品川駅周辺地区地区計画 区域図



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(1/2, 500)を使用(30都市基交第361号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 30都市基街第83号、平成30年6月20日

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により中野二丁目地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年十月九日

東京都知事 小池 百合子

一 氏名

田邊 武夫

二 住所

中野区中野二丁目二十五番八号

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八条第一項の規定に基づき、(仮称)目黒駅前地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成三十年十月九日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

目黒駅前地区市街地再開発組合

理事長 伏見 省三

品川区上大崎二丁目十五番十九号 MG目黒駅前ビル

九〇六

二 対象事業の名称

(仮称) 目黒駅前地区第一種市街地再開発事業

三 工事着手の年月日

平成二十六年二月六日

四 工事完了の年月日

平成二十九年十一月三十日

五 届出日

平成三十年九月十四日

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。